

第 38 期

# 定時株主総会招集ご通知

私とあなたの真ん中に

# Chiiki

## 株式会社 地域新聞社

証券コード：2164

### 開催 情報

**開催日時** 2022年11月24日（木曜日）午後3時  
**開催場所** 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラムガラス棟会議室G405  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 決議 事項

**第1号議案** 定款一部変更の件  
**第2号議案** 取締役4名選任の件  
**第3号議案** 監査役2名選任の件  
**第4号議案** ノンコミットメント型ライツ・オファリングによる当社第5回新株予約権発行の件  
**第5号議案** 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

### 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会開催にあたり、株主の皆様の安全に配慮した措置をとらせていただきます。会場の席数を制限しておりますので、席数を超えるご来場があった際、入場を制限させていただく場合がございます。

- 書面による議決権行使のご活用をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 感染予防のため、当日は、会場への入場制限や体温測定、マスク着用、アルコール消毒などの措置を講じる場合がございます。
- 本総会につきましては、お土産の配布は中止とさせていただきます。

本総会の開催・運営に関しまして、大きな変化が生じる場合は、当社ウェブサイトでお知らせいたします。

# 株主の皆様へ



代表取締役社長 山田 旬

地域に密着した情報の充実及び商品力の拡充を図るとともに  
経営理念「人の役に立つ」をより実践し、  
広く地域社会へ貢献していきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

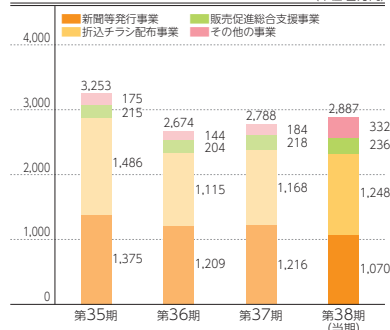
この度の新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された方々には心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を2022年11月24日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

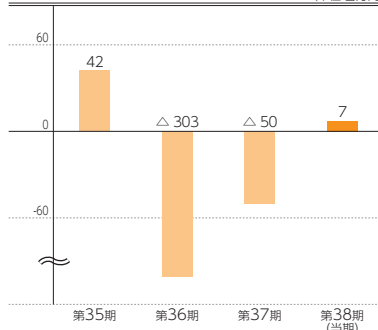
2022年11月

## 財務ハイライト

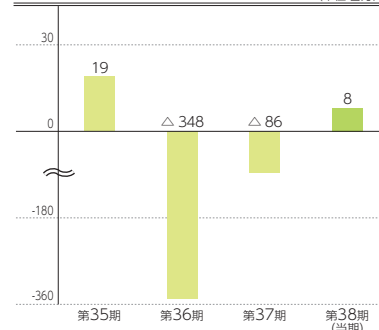
売上高 (単位:百万円)



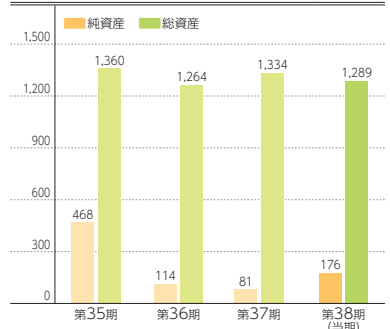
経常利益又は経常損失(△) (単位:百万円)



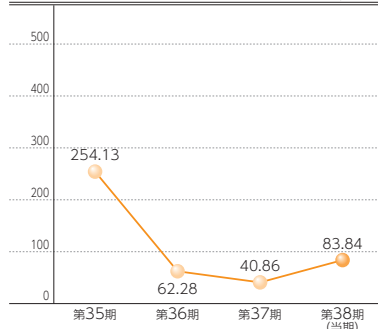
当期純利益又は当期純損失(△) (単位:百万円)



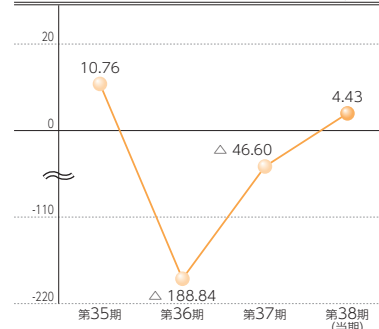
純資産／総資産 (単位:百万円)



1株当たり純資産額 (単位:円)



1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (単位:円)



証券コード 2164  
2022年11月7日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号  
株 式 会 社 地 域 新 聞 社  
代表取締役社長 山 田 旬

## 第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日の出席にかえて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月22日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月24日（木曜日）午後3時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ガラス棟会議室G405  
昨年と同じビルですが、階及び会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第38期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告及び計算書類の報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役4名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件  
第4号議案 ノンコミットメント型ライツ・オフリングによる当社第5回新株予約権発行の件  
第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://chiikinews.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年9月1日から  
2022年8月31日まで)

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による行動制限が徐々に緩やかになっており、経済活動に対する制約も緩和されておりますが、感染者数の急増により持ち直しの動きにブレーキがかかっております。また、ウクライナ情勢の影響による原材料価格やエネルギー価格の高騰、急激な円安の進行による物価の高騰等不安定な状況は続いており、当面は経済活動に影響が出ると考えられます。

当社の属するフリーペーパー・フリーマガジン市場は、WEBやSNSをはじめとした広告媒体の多様化により、顧客の獲得や価格競争など、依然として厳しい経営環境が続いております。当社におきましては、2021年10月にリブランディングを実施し、「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」という新たなブランドミッションを掲げ、企業価値の向上を図っております。クライアントにおきましては、コロナ禍からの回復が進みつつあるものの、依然として販促活動に力を割けない状況が続いております。このような状況の下、当社の基盤事業である新聞等発行事業は、2022年8月末現在で、3県45エリアで45版を発行、週間の発行部数は約201万部となりました。

当社の新聞等発行事業におきましては、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いた4月以降、販促意欲の回復傾向が見られましたが、7月以降の感染者数の急増により、販促のタイミングに慎重な判断を下すクライアントが増加しております。当第4四半期の施策といたしましては、6月に読者の関心の高い「老後資金特集」、7月に飲食店を特集した「私の街のまんぷくガイド」、8月に生誕55周年を迎えたりかちゃん人形とのコラボ企画といった特集を実施し、読者アンケートやウェビナー、自社YouTubeチャンネルを通じたコンテンツの配信により広告効果をより高められるよう施策を実施いたしました。今後も発行エリアの採算性を慎重に判断し、ブランドミッションを軸として読者とのつながりを強化し、広告効果を高める取り組みに努めてまいります。

折込チラシ配布事業におきましては、それぞれの地域にカスタマイズされた独自の地図情報システム（GIS）を活用することにより、クライアントの顧客ターゲットが明確となり、効率的か

つ広告効果の最大化を図るサービスを実現しております。また、コロナ禍からの回復と一般紙の購読率低下を主要因として、折込チラシ配布サービスへのニーズは高まっています。

その他事業につきましては、マッチング事業、WEB事業、ヒューマンリソース事業といった成長事業や新規事業開発に経営資源を投下し、成長スピードの加速を図っております。マッチング事業においては、優良な業者を選択したい読者のニーズを捉えており順調に成長しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受け、成長スピードは予定より遅れております。2022年8月より新たなジャンルとして「ちいき新聞のお墓掃除」をリリースしており、マッチング事業は現在10ジャンル（定額宅配サービスを含む）を展開しております。今後は更にサービスの質を向上させつつ、対象ジャンルを増やしていく方針であります。WEB事業につきましては、WEB事業分野の知見が深い人材を採用し、コミュニティサイト「チイコミ！」の2023年8月期のリニューアルに向けてサービス内容を見直しております。ヒューマンリソース事業におきましては、需要が高まっていることもあり、第3四半期以降前倒しで求人情報紙「Happiness」の発行回数を増やし、想定以上のスピードで売上が拡大いたしました。今後は事業の拡大に向けて求職者向けイベントの開催、人材紹介サービスのリリースを予定しております。その他の新規事業といたしましては、2022年4月より発行を開始した子育て支援情報誌「ままここと®」、2021年5月より発行を開始したキャリア教育副教材「発見たんけん」の売上も順調に拡大しており、ターゲットを絞った媒体の発行はさらに拡大を図るべく力を入れております。

以上の結果、当事業年度における売上高は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は依然としてあるものの、全体としては経済活動が回復基調にあり、2,887,909千円（前期比103.6%）、経常利益は7,766千円（前期は経常損失50,020千円）、当期純利益は8,459千円（前期は当期純損失86,869千円）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施しました当社の設備投資の総額は16,903千円であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は、期限の到来に伴う借入金の返済を行うとともに、当社の所要資金として、金融機関より短期借入金として200,000千円の調達を行いました。

また、新株予約権の行使により165,000株の新株式を発行し、86,460千円の資金調達を行いました。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

**(8) 財産及び損益の状況の推移**

(単位：千円)

| 区 分                      | 第35期<br>(2019年8月期) | 第36期<br>(2020年8月期) | 第37期<br>(2021年8月期) | 第38期<br>(当事業年度)<br>(2022年8月期) |
|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高                      | 3,253,379          | 2,674,214          | 2,788,407          | 2,887,909                     |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)        | 42,247             | △303,862           | △50,020            | 7,766                         |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)      | 19,836             | △348,106           | △86,869            | 8,459                         |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失(△) | 10円76銭             | △188円84銭           | △46円60銭            | 4円43銭                         |
| 総 資 産                    | 1,360,923          | 1,264,626          | 1,334,319          | 1,289,114                     |
| 純 資 産                    | 468,466            | 114,803            | 81,282             | 176,202                       |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (9) 対処すべき課題

当社では、中長期的に継続した成長を実現し、企業価値の最大化を図るうえで、以下の項目を対処すべき重要な経営課題として考えております

### ① コア事業による安定収益の確保

当社のコア事業である新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業の安定化は、利益の確保及び新たな事業展開のための原資確保、並びにクライアントへの広告効果還元による当社への信頼確保、並びに「ちいき新聞」のファンを獲得するという意味において最も重要な課題と捉えております。

新聞等発行事業においては、紙面のリニューアルを行うことで広告の訴求力を高め、広告効果を最大化するために掲載される広告や記事一つ一つにこだわり、地域に密着した魅力的なコンセプトの紙面や企画特集を発信し続けることによってメディアとして成長し続け、クライアントと読者の双方で「ちいき新聞」のファンを増やしてまいります。

折込チラシ配布事業につきましては、広告効果の高い配布エリアを選定するシステム「おりびた」(GIS)を活用した、根拠のある提案を継続し、高い配布密度を生かして支持を得てまいります。

これらを実現・加速させるためには、WEB広告の積極運用等による「マーケティング機能」、メール送信や架電によるクライアントとの接触頻度増を目的とした「インサイドセールス」、適切なタイミングで適切な商材を提案することや顧客満足度向上を目的とした「カスタマーサクセス」、これら3つを連動して行う仕組みを構築することで、これまで以上のクライアント数増加、継続率の向上を実現いたします。

### ② WEB事業の強化

WEB事業の収益最大化は、当社の今後の事業展開に必須であると認識しております。この課題を解決するためにWEB事業分野の知見が深い人材を採用し、コミュニティサイト「チイコミ！」のリニューアルを実施いたします。コンテンツの充実とユーザーインターフェースを改善することで集客力を向上させ、クライアント数の増加を図ります。クライアントに対しては、商品を拡充させることで顧客満足度を高めてまいります。

WEBならではの検索性・利便性と、地域密着媒体を発行しているからこそ得られるニッチな情報を組み合わせ、さらに動画コンテンツを取り入れながら発信することで、より地域に密着した、魅力あふれるWEBプラットフォームを構築いたします。

### ③ ヒューマンリソース事業の継続発展

コロナ禍においても好調であり、多くのクライアントから支持を得ているヒューマンリソース事業をさらに飛躍させ、コア事業に成長させます。具体的には、「Happiness」の発行頻度増加、「HappinessWEB」の強化、有料職業紹介事業「おしごと紹介」の本格始動、リアルイベント「おしごとフェア」の開催など、企業・求職者の双方に役に立つサービスをラインナップし、より多くの場面で「つなぐ」役割を果たしてまいります。



#### ④ 未来投資

WEB事業やヒューマンリソース事業を新たなコア事業として育てていくと同時に、未来に向けた動きも加速してまいります。第一に当社が保有する顧客情報、読者や「チイコミ！」などのユーザー情報を一元管理し、データベース化することで、ユーザーの「欲しい情報・欲しいモノが、欲しいタイミングで提供される」環境を実現し、読者が求めている情報を軸とした、より読者に寄り添った視点での営業活動が可能となります。これにより、売上増加及び継続率の向上が図れるだけでなく、マッチング事業等のBtoC領域の発展にもつなげてまいります。

#### ⑤ 財務基盤の安定

上記項目を着実にスピード感を持って実行することで、持続的な企業価値の向上を実現し、株主、市場からの支持を集め、未来投資のために各種資本政策を検討しながら資本増強を図ります。また、金融機関との緊密な関係を維持し、財務基盤の強化に努めてまいります。

### (10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (11) 主要な事業内容（2022年8月31日現在）

当社は、新聞等発行事業、折込チラシ配布事業、販売促進総合支援事業、その他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

| 事業部門       | 事業の内容                                                                                                                        |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新聞等発行事業    | 購読料のかからない地域に密着した生活情報紙（フリーペーパー）を発行し、独自の配布網で手配りにて毎週発行しております。                                                                   |
| 折込チラシ配布事業  | 広告主のチラシを地域に根ざした当社グループの生活情報紙に折込んで配布し、消費者に身近な広告情報として定着しております。                                                                  |
| 販売促進総合支援事業 | 顧客からの多様な要望に対しセールスプロモーションの企画から運営までを受注しております。また、地方自治体の広報紙の配布なども行っております。                                                        |
| その他の事業     | WEB広告やホームページ作成などのWEB事業、優良業者を読者へ紹介するマッチング事業「ちいき新聞のお手伝い」、求人情報紙発行などのヒューマンリソース事業の他、趣味、娯楽からダンス・ストレッチなど幅広いジャンルのカルチャースクールを運営しております。 |



**(12) 主要な営業所** (2022年8月31日現在)

| 名 称                 | 所 在 地     |
|---------------------|-----------|
| 本 社 及 び 編 集 セ ン タ ー | 千葉県八千代市   |
| 八 千 代 支 社           | 千葉県八千代市   |
| 成 田 支 社             | 千葉県成田市    |
| 船 橋 支 社             | 千葉県鎌ヶ谷市   |
| 千 葉 支 社             | 千葉県千葉市中央区 |
| 柏 支 社               | 千葉県柏市     |
| 越 谷 支 社             | 埼玉県越谷市    |
| 千 葉 配 送 セ ン タ ー     | 千葉県八千代市   |
| 埼 玉 配 送 セ ン タ ー     | 埼玉県越谷市    |

**(13) 使用人の状況** (2022年8月31日現在)

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 163名    | 7名減       | 38.6歳   | 7.8年        |

- (注) 1. 上記の使用人数には、パートタイマー69名(8時間/日 換算)は含まれておりません。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

**(14) 主要な借入先及び借入額** (2022年8月31日現在)

| 借 入 先               | 借 入 残 高 |
|---------------------|---------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 298百万円  |
| 株 式 会 社 千 葉 銀 行     | 225百万円  |
| 株 式 会 社 京 葉 銀 行     | 26百万円   |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行   | 25百万円   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行   | 25百万円   |

**(15) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項 (2022年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 2,072,500株  
(自己株式467株含む)  
(3) 株主数 1,461名  
(4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                    | 持 株 数 (株) | 持 株 比 率 (%) |
|--------------------------|-----------|-------------|
| 株式会社エンジェル・トーチ            | 621,300   | 29.99       |
| マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 | 195,000   | 9.41        |
| 株式会社 中 広                 | 113,000   | 5.45        |
| ダイオーミウラ株式会社              | 51,300    | 2.48        |
| 吉 田 康 次 郎                | 41,700    | 2.01        |
| 東海東京証券株式会社               | 39,200    | 1.89        |
| 松井証券株式会社                 | 32,100    | 1.55        |
| 合同会社光造パートナーズ             | 29,500    | 1.42        |
| 吉 田 千 映 子                | 28,000    | 1.35        |
| 地域新聞社従業員持株会              | 27,800    | 1.34        |

(注) 持株比率は自己株式 (467株) を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使により、発行済株式の総数が165,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ43,663千円増加しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 会社役員の保有する新株予約権等の状況（2022年8月31日現在）

- ① 取締役（社外役員を除く）の保有する新株予約権等  
該当事項はありません。
- ② 社外取締役（社外役員に限る）の保有する新株予約権等  
該当事項はありません。
- ③ 監査役の保有する新株予約権等  
該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年4月19日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数               | 6,370個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数     | 普通株式 637,000株（新株予約権1個につき100株）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権1個につき525円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格 | 当初行使価額1株につき785円<br>当初行使価額は、2021年4月19日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%であります。また、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正することができません。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。 |
| 新株予約権の行使期間             | 2021年5月6日から2023年5月5日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の行使の条件            | 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2021年4月19日）時点における当社発行済株式総数（1,843,800株）の10%（184,380株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 割当先                    | マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役に関する事項（2022年8月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                |
|----------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 山田 旬   | －                                                                                           |
| 取締役      | 松川 真士  | 管理本部本部長                                                                                     |
| 取締役      | 金箱 義明  | 業務本部本部長兼CS推進室室長                                                                             |
| 取締役      | 田中 康郎  | 弁護士、株式会社建設技術研究所社外監査役                                                                        |
| 常勤監査役    | 色部 文雄  | －                                                                                           |
| 監査役      | 小泉 大輔  | 公認会計士、税理士、株式会社オーナーズブレイン代表取締役、株式会社アイティフォー社外取締役、株式会社LOOPPLACE社外取締役、株式会社ニュース・ツー・ユー・ホールディングス監査役 |
| 監査役      | 丸野 登紀子 | 弁護士、出澤総合法律事務所、ライト工業株式会社社外監査役、株式会社ファンコミュニケーションズ社外監査役、医療法人社団幸生会監事                             |

- (注) 1. 取締役田中康郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役色部文雄、小泉大輔及び丸野登紀子の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小泉大輔氏は、公認会計士及び税理士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役丸野登紀子氏は、弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役田中康郎、監査役色部文雄、小泉大輔及び丸野登紀子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は同法第425条第1項に定める最低責任限度額又は法令が規定する額を限度としております。

### (3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

#### (4) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役山田旬氏、松川真士氏、金箱義明氏、田中康郎氏、並びに監査役色部文雄氏、小泉大輔氏、丸野登紀子氏との間に会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。

#### (5) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

当社は、2021年3月5日開催の取締役会において、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役及び監査役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

##### 1. 基本方針

- ・ 経営理念を実践し、従業員及びステークホルダーに対する企業価値の持続的向上を責務とし、任期である1期ごとの成果及び中長期的な企業価値成長を促進する体系とします。
- ・ 各役員の仕事や責任を鑑みた報酬等の額とし、その決定については透明性と公正性を確保します。
- ・ 持続的な成長に必要な人材を確保できる報酬制度とします。

##### 2. 各役員に係る報酬体系

- ・ 取締役の報酬は、各取締役の職務内容や成果、事業計画に対する会社業績等を勘案して決定することとし、月額固定報酬となり、その確定額報酬等が個人別の報酬等の全額となります。
- ・ 監査役の報酬は、職責及び常勤か非常勤かを踏まえた形での月額固定報酬とします。

##### 3. 報酬決定の手続

- ・ 取締役の報酬は株主総会で決議された報酬額の範囲内で決定されるものとします。
- ・ 各取締役の評価に相応する報酬額を決定するに当たっては、まずは取締役1名と社外監査役1名で構成される報酬委員会が役員評価指針等を基にその額を算定することとします。
- ・ 報酬委員会において算定された報酬額を基に、代表取締役の評価を経て審議され、取締役会で決議します。
- ・ 監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役の協議に基づき決定します。

##### 4. 報酬水準

- ・ 会社の規模並びに業務執行の範囲及び責任の範囲を使用者と比較した上で妥当な水準とします。

## (6) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支給人員       | 報酬等の総額                 | 報酬等の種類別の総額             |          |          |
|--------------------|------------|------------------------|------------------------|----------|----------|
|                    |            |                        | 固定報酬                   | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(1名) | 48,360千円<br>(3,000千円)  | 48,360千円<br>(3,000千円)  | —<br>(—) | —<br>(—) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 13,716千円<br>(13,716千円) | 13,716千円<br>(13,716千円) | —<br>(—) | —<br>(—) |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7名<br>(4名) | 62,076千円<br>(16,716千円) | 62,076千円<br>(16,716千円) | —<br>(—) | —<br>(—) |

(注) 報酬限度額

定時株主総会（2005年11月25日開催）にて決議。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は1名です。

取締役 年額 300,000千円

監査役 年額 30,000千円



## (7) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役田中康郎氏は、株式会社建設技術研究所社外監査役を兼務しておりますが、同社と当社との間に特別の関係はありません。

監査役小泉大輔氏は、株式会社オーナーズブレイン代表取締役、株式会社アイティフォー社外取締役、株式会社LOOPPLACE社外取締役及び株式会社ニューズ・ツー・ユー・ホールディングス監査役を兼務しておりますが、各社と当社との間に特別の関係はありません。

監査役丸野登紀子氏は、出澤総合法律事務所、ライト工業株式会社社外監査役、株式会社ファンコミュニケーションズ社外監査役、医療法人社団幸生会監事を兼務しておりますが、各兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

### ② 主な活動状況

#### ・社外取締役

| 区 分   | 氏 名     | 活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                          |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 田 中 康 郎 | 当事業年度に開催した取締役会21回のうち21回に出席いたしました。豊富な経験と高い見識に基づき、当社の企業経営の透明性、コンプライアンスの向上及び業務執行に関わる必要かつ適切な発言・提言をしており、当社取締役会の意思決定の質をより高める役割を果たしております。 |

#### ・社外監査役

| 区 分   | 氏 名       | 活動状況及び発言状況                                                                                    |
|-------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 色 部 文 雄   | 当事業年度に開催した取締役会21回のうち21回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。         |
| 監 査 役 | 小 泉 大 輔   | 当事業年度に開催した取締役会21回のうち21回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 丸 野 登 紀 子 | 当事業年度に開催した取締役会21回のうち21回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。        |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

### (2) 報酬等の額

|                        | 支 払 額    |
|------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 20,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。また、その他会計監査人の適格性及び独立性等職務の遂行に関する事項等について支障があると判断される場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な課題として認識しており、継続的かつ安定した配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、当期純利益を計上いたしました。利益剰余金の状況を勘案し、誠に遺憾ではございますが、期末配当を無配とさせていただきます。

なお、今後におきましては、業績及び財務状況の改善に努め、各事業年度の業績推移及び利益剰余金の状況を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。

## 7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役・使用人等の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制  
(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ① 社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス基本方針、内部統制重点行動指針を制定する。
- ② 内部統制委員会は、隔月1回以上開催し、活動内容については、定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。各本部に内部統制推進委員を配置し、定期的な研修を実施するとともに、内部監査を実施する。
- ③ 組織を横断する各種組織（内部統制委員会、衛生委員会）を設置し、法令及び定款に適合することを確保する。
- ④ 内部監査室は、コンプライアンス規程及び内部統制委員会の実施状況を監査し、他の業務監査を含め定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
- ⑤ 内部監査室は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば内部監査規程の改訂を提案する。
- ⑥ 企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスは顧問弁護士により受ける体制を構築する。
- ⑦ 「ヘルプライン通報窓口」に内部監査室室長を任命し内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。
- ⑧ 反社会的勢力及び団体とは一切の関わりをもたず、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除することを基本方針とし、コンプライアンス規程及びコンプライアンス基本方針において社内に周知徹底する。
- ⑨ 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ① 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報システム基本規程及び文書管理規程に基づき適切に管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ② 文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書管理規程に定めるところによる。
- ③ 文書保存及び管理に係る事務に関しては、人事総務部部長が所管する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ① 事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスを取りながら持続的成長による企業価値の向上を目指し、「リスク管理規程」に基づき、「内部統制委員会」を設置する。
- ② 「内部統制委員会」は、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営にあたるとともに、リスクマネジメントを継続的に改善する。

- ③ 各本部においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
  - ④ クライシスマネジメントについては、BCPマニュアルを基本とし、非常事態に迅速に対応できる体制を構築する。
  - ⑤ 内部監査室は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、リスク管理状況と併せて取締役会及び監査役会へ報告をする。
  - ⑥ 内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失のリスクのある業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部統制委員会及び各本部長に通報する体制を構築する。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第3号)
- ① 経営理念、長期基本方針に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画を策定する。
  - ② 職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
  - ③ 取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、原則として、月1回取締役会を開催する。また、取締役並びに常勤監査役をもって構成される経営会議において、経営方針、経営戦略及び業務執行に関する重要な議題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
  - ④ 取締役会の決定による業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正且つ効率的に職務の執行を行うこととする。
- (5) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第1号)
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から監査役補助者を1名以上配置することとする。
- (6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第2号)
- 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- (7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第3号)
- 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (8) 当社の監査役への報告に関する体制  
(会社法施行規則第100条第3項第4号)
- イ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制  
(会社法施行規則第100条第3項第4号イ)
  - ① 当社の取締役及び使用人は、下記の事項について、発見次第、遅滞なく当社の監査役に報告する。
    - i. 職務執行に関して重大な法令・定款違反又は不正行為の事実

- ii. 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
- iii. 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
- ② 当社の取締役及び使用人は、当社の監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ③ 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、その他コンプライアンスに関連する各種委員会へ出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

(9) 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第5号)

当社は、当社の監査役へ報告をした当社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨をヘルプライン運用規程に明記するとともに、当社の役職員に周知徹底する。

(10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経理部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(11) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- ① 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換のほか、意思疎通を図るものとする。
- ② 当社の監査役は、当社の会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。
- ③ 当社の監査役は、当社の監査役会規則及び監査役監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役の業務執行状況の監査を行う。
- ④ 当社の監査役は、必要に応じて、弁護士・会計士等の外部専門家と連携し監査業務の執行にあたる。

当該体制の運用状況の概要

当社は、定期的に内部統制委員会を開催し、問題事象の検討及び再発防止策の協議を行い、取締役会及び監査役会に報告しております。そのほか、「内部統制重点行動指針」を朝礼時に唱和し、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の浸透に努めております。

# 貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額              | 科 目                      | 金 額              |
|----------------|------------------|--------------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b> |                  | <b>負 債 の 部</b>           |                  |
| <b>流 動 資 産</b> | <b>1,166,586</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>670,586</b>   |
| 現金及び預金         | 874,373          | 買掛金                      | 93,112           |
| 売掛金            | 255,443          | 短期借入金                    | 200,000          |
| 配布品            | 10,556           | 1年内返済予定の長期借入金            | 134,990          |
| 仕掛品            | 8,222            | リース債務                    | 4,805            |
| 貯蔵品            | 852              | 未払金                      | 163,240          |
| 前払費用           | 20,426           | 未払費用                     | 17,127           |
| その他            | 946              | 前受金                      | 7,566            |
| 貸倒引当金          | △4,233           | 未払法人税等                   | 17,111           |
|                |                  | その他                      | 32,632           |
| <b>固 定 資 産</b> | <b>122,528</b>   | <b>固 定 負 債</b>           | <b>442,326</b>   |
| (有形固定資産)       | <b>39,548</b>    | 長期借入金                    | 266,730          |
| 建物             | 15,656           | 退職給付引当金                  | 154,305          |
| 機械及び装置         | 5,315            | 資産除去債務                   | 21,290           |
| 車両運搬具          | 95               |                          |                  |
| 工具、器具及び備品      | 14,359           | <b>負 債 合 計</b>           | <b>1,112,912</b> |
| リース資産          | 4,120            |                          |                  |
| (無形固定資産)       | <b>25,038</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>         |                  |
| ソフトウェア         | 25,038           | <b>株 主 資 本</b>           | <b>173,724</b>   |
| その他            | 0                | 資本金                      | 271,777          |
| (投資その他の資産)     | <b>57,941</b>    | 資本剰余金                    | 201,777          |
| 繰延税金資産         | 12,333           | 資本準備金                    | 201,777          |
| その他            | 48,008           | 利益剰余金                    | △299,151         |
| 貸倒引当金          | △2,401           | その他利益剰余金                 | △299,151         |
|                |                  | 繰越利益剰余金                  | △299,151         |
|                |                  | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△679</b>      |
|                |                  | 新株予約権                    | 2,478            |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>1,289,114</b> | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>176,202</b>   |
|                |                  | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>1,289,114</b> |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



# 損益計算書

(2021年9月1日から  
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 2,887,909 |
| 売上原価         | 765,322   |
| 売上総利益        | 2,122,586 |
| 販売費及び一般管理費   | 2,113,170 |
| 営業利益         | 9,416     |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 18        |
| 助成金収入        | 594       |
| 物産品の売却益      | 2,276     |
| その他          | 234       |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 3,414     |
| その他          | 1,359     |
| 経常利益         | 7,766     |
| 特別損失         |           |
| 減損損失         | 641       |
| 税引前当期純利益     | 7,124     |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,603     |
| 法人税等調整額      | △7,937    |
| 当期純利益        | 8,459     |



## 株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から  
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |         |                     |               |         | 新株予約権   | 純 資 産 計 合 |             |
|-----------------------------|---------|-----------|---------|---------------------|---------------|---------|---------|-----------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金           |               | 自 己 株 式 |         |           | 株 主 資 本 計 合 |
|                             |         | 資本準備金     | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利 益 剰 余 金 計 合 |         |         |           |             |
| 当 期 首 残 高                   | 228,114 | 158,114   | 158,114 | △307,611            | △307,611      | △679    | 77,938  | 3,344     | 81,282      |
| 当 期 変 動 額                   |         |           |         |                     |               |         |         |           |             |
| 新 株 の 発 行                   | 43,663  | 43,663    | 43,663  | -                   | -             | -       | 87,326  | -         | 87,326      |
| 当 期 純 利 益                   | -       | -         | -       | 8,459               | 8,459         | -       | 8,459   | -         | 8,459       |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） | -       | -         | -       | -                   | -             | -       | -       | △866      | △866        |
| 当 期 変 動 額 合 計               | 43,663  | 43,663    | 43,663  | 8,459               | 8,459         | -       | 95,785  | △866      | 94,919      |
| 当 期 末 残 高                   | 271,777 | 201,777   | 201,777 | △299,151            | △299,151      | △679    | 173,724 | 2,478     | 176,202     |

招 集 公 告

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

## 個 別 注 記 表

1. 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

配布品及び仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～26年

機械及び装置 7～10年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業を主要な事業としています。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業に関しては、顧客からの受注に基づき制作した広告または顧客から納品されたチラシを、当社発行のフリーペーパー「ちいき新聞」に掲載または折込し、配布する履行義務を負っていることから、「ちいき新聞」の発行スケジュールに則り、配布が完了した時点で収益を認識しております。

なお、一部の取引のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支払が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

（本人及び代理人取引に係る収益認識）

顧客へのサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、従来の総額での収益認識から純額での収益認識に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は63,053千円減少し、売上原価は63,053千円減少しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありませんでした。

### 4. 表示方法の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

## 5. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 固定資産の減損に関する見積り

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 減損損失   | 641千円    |
| 有形固定資産 | 39,548千円 |
| 無形固定資産 | 25,038千円 |

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は減損損失を認識するにあたり、各事業部門をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、将来の使用が見込まれない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしております。

固定資産のうち、減損の兆候がある資産グループについては、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、割引前将来キャッシュ・フローの見積りは取締役会で承認された翌事業年度の事業計画を基礎としております。また、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の拡がり方や収束時期等を予測することは困難なことから、新型コロナウイルス感染症による影響は2022年8月以降も継続すると仮定しております。

当該事業計画については、過去実績や市場動向等の外部環境を踏まえ当社が利用可能な情報に基づいて作成しており、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業の顧客数の変動を主要な仮定としております。当該事業計画は将来の不確実な経済条件の変動などの影響を受ける可能性があり、実際に発生した将来キャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類における固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積り

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 12,333千円 |
|--------|----------|

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、翌事業年度の課税所得の発生時期及び金額等を見積り、当事業年度における将来減算一時差異のうち回収可能と判断した額を計上しております。

翌事業年度の課税所得の発生見込及び将来減算一時差異の解消見込については、取締役会で承認された翌事業年度の事業計画を基礎としております。当該事業計画については、過去実績や市場動向等の外部環境を踏まえ当社が利用可能な情報に基づいて作成しており、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業の顧客数の変動を主要な仮定としております。また、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の拡がり方や収束時期等を予測することは困難なことから、新型コロナウイルス感染症による影響は2022年8月以降も継続すると仮定しております。

当該事業計画は、将来の不確実な経済条件の変動などの影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記  
有形固定資産の減価償却累計額

158,688千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度増加<br>株式数 | 当事業年度減少<br>株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式  | 1,907,500株     | 165,000株       | —              | 2,072,500株    |

(注) 発行済株式数の総数の増加は、新株予約権の行使により、165,000株の発行を実施したことによる増加分  
であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度増加<br>株式数 | 当事業年度減少<br>株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式  | 467株           | —              | —              | 467株          |

(3) 新株予約権に関する事項

| 株式の種類<br>(名称)      | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度増加<br>株式数 | 当事業年度減少<br>株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式<br>(第4回新株予約権) | 637,000株       | —株             | 165,000株       | 472,000株      |

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 税務上の繰越欠損金       | 286,302千円  |
| 賞与引当金           | 3,575千円    |
| 未払事業税           | 3,382千円    |
| 退職給付引当金否認       | 47,000千円   |
| 貸倒引当金繰入額否認      | 2,021千円    |
| 減損損失否認          | 2,261千円    |
| 資産除去債務          | 6,485千円    |
| その他             | 672千円      |
| 繰延税金資産小計        | 351,700千円  |
| 評価性引当額          | △338,302千円 |
| 繰延税金資産合計        | 13,397千円   |
| 繰延税金負債          |            |
| 資産除去費用          | 1,065千円    |
| 繰延税金負債合計        | 1,065千円    |
| 繰延税金資産純額 (△は負債) | 12,333千円   |

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い銀行預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は債務者の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、一部の借入金については金利変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### 1) 信用リスク（債務者の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程等に従い売掛金について債務者の状況をモニタリングし、債務者ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### 2) 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利の変動状況を継続的に把握し、複数の金融機関と取引することで、支払金利の抑制に努めております。

##### 3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

|         | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額   |
|---------|----------|---------|------|
| 長期借入金 ※ | 401,720  | 401,246 | △473 |

※ 1年内返済予定の長期借入金を長期借入金に含めて表示しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 847,373   | —       | —        | —    |
| 売掛金    | 255,443   | —       | —        | —    |
| 合計     | 1,129,817 | —       | —        | —    |

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超   |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 長期借入金 | 134,990 | 100,852     | 75,818      | 43,316      | 39,984      | 6,760 |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。



② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 時価   |         |      |         |
|-------|------|---------|------|---------|
|       | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金 | —    | 401,246 | —    | 401,246 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|               | 当事業年度<br>(自 2021年9月1日<br>至 2022年8月31日) |
|---------------|----------------------------------------|
| 新聞等発行事業       | 1,236,811千円                            |
| 折込チラシ配布事業     | 1,248,125千円                            |
| 販売促進総合支援事業    | 236,387千円                              |
| その他の事業        | 166,584千円                              |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,887,906千円                            |
| 外部顧客への売上高     | 2,887,906千円                            |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

|            |        |
|------------|--------|
| 1株当たり純資産額  | 83円84銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 4円43銭  |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月11日

株式会社地域新聞社  
取締役会 御中

三優監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 齋 藤 浩 史  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 熊 谷 康 司  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社地域新聞社の2021年9月1日から2022年8月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準や監査の方針、職務の分担などに従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月12日

株 式 会 社 地 域 新 聞 社 監 査 役 会  
常 勤 監 査 役 色 部 文 雄 ㊞  
(社 外 監 査 役)  
社 外 監 査 役 小 泉 大 輔 ㊞  
社 外 監 査 役 丸 野 登 紀 子 ㊞

(注) 監査役色部文雄、同小泉大輔及び同丸野登紀子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を8,000,000株に変更するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(発行可能株式総数)<br/>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br/>4,000,000株とする。</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)<br/>第14条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、<u>インターネットで開示することができる。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(発行可能株式総数)<br/>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br/>8,000,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)<br/>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u><br/>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p>(附 則)<br/> <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と<br/> みなし提供に関する経過措置)</u><br/> 1. 2022年9月1日(以下「施行日」とい<br/> う。)から6か月以内の日を株主総会の日<br/> とする株主総会については、定款第14条<br/> (参考書類等のインターネット開示)はな<br/> お効力を有する。<br/> 2. 本附則は、施行日から6か月を経過した<br/> 日または前項の株主総会の日から3か月を<br/> 経過した日のいずれか遅い日後にこれを削<br/> 除する。</p> |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                               | やまだ<br>山田 旬<br>(1970年8月20日生) | 1994年4月 第一生命保険相互会社（現第一生命ホールディングス株式会社）入社<br>1998年4月 同社東大宮支部・蓮田支部支部長補佐<br>2000年4月 同社大宮中支部支部長<br>2004年2月 当社入社<br>2006年9月 千葉支社支社長<br>2009年9月 営業本部副本部長兼千葉支社支社長<br>2010年1月 営業本部本部長<br>2010年2月 取締役<br>2014年11月 常務取締役<br>2019年11月 代表取締役社長（現任） | 17,400株    |
| (取締役候補者とした理由)<br>当社において要職を歴任し、2019年11月より当社の代表取締役社長を務めるなど、経営全般に関する豊富な経験と見識を有していることから、今後の当社の更なる企業価値向上に寄与されることが期待されるため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。 |                              |                                                                                                                                                                                                                                       |            |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | まつかわ まさし<br>松川 真士<br>(1981年5月21日生)  | 2004年4月 当社入社<br>2007年9月 成田支社支社長<br>2008年9月 船橋支社支社長<br>2013年9月 営業本部副本部長兼千葉支社支社長<br>2014年11月 取締役(現任)<br>営業本部本部長兼船橋支社支社長<br>2015年3月 営業本部本部長<br>2019年3月 管理本部本部長(現任)                                    | 4,000株     |
|       |                                     | (取締役候補者とした理由)<br>営業分野における豊富な経験を有し、強いリーダーシップを発揮しながら企業業績の向上に貢献してまいりました。管理分野においてもその実力を遺憾なく発揮していることから、当社取締役会の更なる機能強化に資するとともに当社の企業価値向上にも寄与されることが期待されるため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。                     |            |
| 3     | かねぼこ よしあき<br>金箱 義明<br>(1959年2月19日生) | 1998年5月 当社入社<br>2000年10月 本社営業部部長<br>2003年7月 東葛支社支社長<br>2006年8月 代理店営業部部長<br>2007年5月 当社退社<br>2007年6月 個人事業主<br>2010年8月 当社再入社 CS推進室室長<br>2011年9月 ポスメイト管理部部長<br>2014年11月 取締役(現任)<br>業務本部本部長兼CS推進室室長(現任) | 5,400株     |
|       |                                     | (取締役候補者とした理由)<br>営業をはじめとした様々な分野で長年に亘り当社に貢献してまいりました。当社インフラの要である配布員の管理運営を適切に行なうその手腕から、当社取締役会の更なる機能強化に資するとともに当社の企業価値向上にも寄与されることが期待されるため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。                                   |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4                                                                                                                                                                                                     | たなか やすろう<br>田中康郎<br>(1946年2月9日生) | 1971年4月 判事補任官<br>1981年4月 東京地方裁判所判事<br>1985年4月 国連アジア極東犯罪防止研修所研修部長<br>1994年4月 東京地方裁判所部総括判事<br>2003年2月 盛岡地方・家庭裁判所長<br>2005年2月 東京高等裁判所部総括判事<br>2009年3月 札幌高等裁判所長官<br>2011年2月 弁護士登録(現任)<br>2011年4月 明治大学法科大学院教授<br>2015年3月 株式会社建設技術研究所社外監査役(現任)<br>2017年11月 当社社外取締役(現任)<br><重要な兼職の状況><br>弁護士<br>株式会社建設技術研究所社外監査役 | 一株         |
| <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>過去に会社経営に関与してはおりませんが、司法分野での豊富な経験及び専門的な知見を有しております。その経験と知見から、当社の企業経営の透明性、コンプライアンスの向上及び業務執行に関わる適切な監督により当社取締役会の意思決定の質をより高めることが期待されるため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である役員がその職務の執行に関与すること又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各候補者の取締役再任が承認された場合は当該保険の被保険者となり任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。なお、保険料は全額当社が負担しております。
3. 当社は、山田旬氏、松川真士氏、金箱義明氏、田中康郎氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、各候補者の取締役再任が承認された場合には、補償契約を継続する予定であります。
4. 田中康郎氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 田中康郎氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 田中康郎氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額又は法令が規定する額を限度としております。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役色部文雄及び丸野登紀子の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましても、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                           | 色部文雄<br>(1949年2月5日生)   | 1967年3月 株式会社河合楽器製作所入社<br>1975年3月 ピジョン株式会社入社<br>2000年10月 同社執行役員営業本部副本部長<br>2002年3月 同社監査室チーフマネージャー<br>2005年4月 同社常勤監査役<br>2009年8月 エフルート株式会社内部監査室長<br>2010年11月 当社常勤社外監査役(現任)    | 18,900株    |
| (社外監査役候補者とした理由)<br>公開会社にて長年の豊富な経験、監査室及び監査役の経験を有しており、適切な監査の実施が期待されるため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。                           |                        |                                                                                                                                                                             |            |
| 2                                                                                                                           | 丸野登紀子<br>(1973年7月21日生) | 2002年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会)<br>2002年10月 出澤総合法律事務所入所(現任)<br>2016年11月 当社社外監査役(現任)<br>2019年6月 ライト工業株式会社社外監査役(現任)<br>2022年3月 株式会社ファンコミュニケーションズ社外監査役(現任)<br>2022年4月 医療法人社団幸生会監事(現任) | 一株         |
| (社外監査役候補者とした理由)<br>社外役員以外で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士の資格を持ち、法律関係の高度な知識と豊富な経験を有しており、適切な監査の実施が期待されるため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。 |                        |                                                                                                                                                                             |            |

- (注) 1. 両候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 色部文雄氏及び丸野登紀子氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 色部文雄氏及び丸野登紀子氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって色部文雄氏が12年、丸野登紀子氏が6年となります。
4. 色部文雄氏及び丸野登紀子氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額又は法令が規定する額を限度としております。
5. 当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。両候補者の監査役再任が承認された場合は当該保険の被保険者となり任期中途に当該保険契約を更新する予定であります。なお、保険料は全額当社が負担しております。
6. 当社は、色部文雄氏及び丸野登紀子氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、候補者の監査役再任が承認された場合には、補償契約を継続する予定であります。以上

## 第4号議案 ノンコミットメント型ライツ・オフアリングによる当社第5回新株予約権発行の件

会社法第277条に基づき、「ノンコミットメント型ライツ・オフアリング」(以下「本ファイナンス」といい、本ファイナンスにより発行される当社第5回新株予約権を、以下、本第4号議案において「本新株予約権」といいます。)による本新株予約権の発行を、以下のとおり、また、別紙1発行要項記載の要領で実施することについてご承認をお願いするものであります。

本ファイナンス、すなわち新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておりませんが、本ファイナンスにおいては、

(i) 本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること

(ii) 東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項において、新株予約権証券の上場について、株主総会議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続きが求められていること

などの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考へ、本総会において、本ファイナンスの実施に関して、当該株主総会にご出席された(書面投票を含みます。)株主の過半数の承認を得ることを本ファイナンスの実施の条件といたしました。そこで、株主の皆様にも本ファイナンスの実施についてご承認をお願いすることといたしました。なお、本ファイナンスの実施は、第1号議案 定款一部変更の件が、本総会で承認されることも条件としております。

### 1. 本ファイナンスの概要

2023年4月10日を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で、株式会社地域新聞社第5回新株予約権(本新株予約権)を会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。なお、本新株予約権の行使価額は、本ファイナンスの発行決議日の前営業日である2022年10月21日の終値(以下「発行決議日前日株価」といいます。)と同額としておりますが、2023年4月3日(以下「条件決定日」といいます。)における終値(終値がない場合は、その翌営業日の終値。)(以下「条件決定日株価」といいます。))に0.9を乗じた額(小数点以下は切下げ。以下同じです。)(以下「条件決定日基準価額」といいます。))が、発行決議日前日株価(402円)を下回った場合には、条件決定日基準価額といたします。

なお、「終値」とは、一定の日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいいます。

### 2. 本ファイナンスを選択した理由

#### (1) ノンコミットメント型ライツ・オフアリングを採用した理由

ライツ・オフアリングとは、一定の日における発行会社以外のすべての株主に対し、その保有する発行会社株式の数に応じて新株予約権を無償で割り当て、当該新株予約権の行使に際して払い込まれる資金を調達する手法であり、その他のエクイティ・ファイナンスと比較して、「株式増加に伴う希薄化の影響という視点では、既存株主に対して平等な選択機会が提供できること」及び「時価総額に対する調達規模(割合)」という観点からは比較的大規模な資金の調達が可能であること」等の特長を有した資金調達手法であると考えております。ライツ・オフアリングにおいては、株主に無償で割り当てられた新株予約権は、東京証券取引所に上場されるため、行使を望まない株主は、市場で新株予約権を適切な価格で売却し、その経済的対価を受領することができるため、新株予約権の無償割当てにより自らが保有する株式の株式価値に希薄化が生じたとしても、当該不利益の全部又は一部を補うことが可能となります。

## (2) ディーパディスカウントによらずに実施する理由（株価及び株主価値希薄化への配慮）

ライツ・オファリングは、すべての株主に等しく新株予約権が割り当てられ、会社法上の有利発行規制の制約がかからない中で、行使価額の水準に関係なく無償で発行することができるため、行使価額は新株予約権の行使を促すインセンティブとしての効果が見込める水準まで発行会社の裁量で大きくディスカウントされることが一般的です。ディスカウント率の大きさは既存株主の保有株式の株価下落を理論的に内包することとなり、ライツ・オファリングでは新株予約権の無償割当てを受けた既存株主は、当該新株予約権を市場で売却することができるものの、仮に新株予約権の市場価格が理論値（普通株式の時価－新株予約権の行使価額）を大きく下回るようなケースでは、既存株主が新株予約権を売却したとしても、普通株式の株価下落による経済的価値の毀損を補填することができないこととなります。従って、このような場合には、既存株主は、上記経済的価値の毀損を回避するためには新株予約権を行使するほかに、株主に新株予約権の行使を事実上強制するという要素は完全に排除されているとはいえないこととなります。そして、特にライツ・オファリングにおける行使価額のディスカウント率が高い場合において、このようないわゆる「行使に係る事実上の強制要素」が顕在化した場合には、ディスカウント率が高いために理論的な株価の下落幅が大きく、新株予約権の行使を行わない既存株主の経済的価値を大きく毀損する可能性があるものと当社は考えております。

そこで、ライツ・オファリングの特性を活かしながら、当社普通株式の株価下落による影響を極力抑制する観点から、本新株予約権の行使価額は、原則として発行決議日前日株価と同額とし、条件決定日株価に0.9を乗じた額（条件決定日基準価額）が発行決議日前日株価を下回った場合（402円未満となる場合）には条件決定日基準価額といたします。

このように、本新株予約権の行使価額は、原則として発行決議日前日株価と同額であり、この場合には発行決議日の前営業日の終値からのディスカウントはなく、また、条件決定日基準価額が発行決議日前日株価を下回ったことにより、本新株予約権の行使価額が条件決定日基準価額となる場合であっても、本新株予約権の行使価額は、条件決定日の終値からのディスカウント率は10%であり、一般的なライツ・オファリング（過去の日本におけるライツ・オファリング実施例32件のうち、14件がディスカウント率50%以上）と比べるとディスカウント率が低く設定されています。そのため新株予約権の行使価額のディスカウントに伴って設計論理上織り込まれる株価下落の影響（即ち株式数の増加の影響などまで含むものではありません）は限定的といえ、既存株主の皆様においては株価下落のリスクの下、新株予約権の行使を事実上強制する要素に過度にとらわれることなく、新株予約権の行使又は売却のいずれかの判断の選択が可能となるものと考えています。

## (3) その他の資金調達方法の検討について

ライツ・オファリングは、「株式増加に伴う希薄化の影響という視点で、既存株主に対して平等な選択機会が提供できること」及び「時価総額に対して比較的大規模な資金の調達が可能であること」の2点において、その他のエクイティ・ファイナンスのいずれとの比較においても、現在の当社において、より適当な資金調達手法であると考えております。

## 3. ノンコミットメント型ライツ・オファリング（上場型新株予約権の無償割当て）の日程

| 日程             | 内容                                |
|----------------|-----------------------------------|
| 2022年10月24日（月） | 取締役会決議<br>本新株予約権無償割当てに係る有価証券届出書提出 |
| 2022年11月9日（水）  | 本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生日（予定）        |
| 2022年11月24日（木） | 本総会開催日（予定）                        |
| 2022年11月24日（木） | 本新株予約権無償割当ての総株主通知請求（予定）           |



| 日程               | 内容                                                          |
|------------------|-------------------------------------------------------------|
| 2023年3月31日(金)    | 2023年8月期第2四半期決算短信公表(予定)                                     |
| 2023年4月3日(月)     | 条件決定日(行使価額の確定日)                                             |
| 2023年4月10日(月)    | 株主確定日(予定)<br>※本新株予約権の割当対象となる株主の確定日                          |
| 2023年4月11日(火)    | 本新株予約権無償割当ての効力発生日                                           |
| 2023年4月11日(火)    | 本新株予約権上場日(予定)<br>(東京証券取引所より後日発表)<br>本新株予約権行使期間の初日(予定)       |
| 2023年4月25日(火) 目処 | 本新株予約権の株主割当通知書送付日(予定)                                       |
| 2023年6月5日(月)     | 本新株予約権の市場での売買最終日(予定)<br>※売買注文の受付最終日には取引先の証券会社ごとに異なる場合があります。 |
| 2023年6月6日(火)     | 本新株予約権上場廃止日(予定)(東京証券取引所より後日発表)                              |
| 2023年6月9日(金)     | 本新株予約権行使期間の最終日(予定)                                          |

#### 4. 調達資金の額及び使途

##### (1) 調達資金の額

本ファイナンスによる資金調達額は、本新株予約権の行使価額及び本新株予約権の行使状況により変動いたします。その詳細については、2022年10月24日公表の「ノンコミットメント型ライツ・オフリングに関するお知らせ」をご参照ください

##### (2) 調達資金の使途

本ファイナンスによって調達した資金は、①「収益獲得が見込める領域の営業力強化」、②「DX関連事業の積極推進」、③「新聞等発行事業の対象エリアの拡張」、④「財務基盤強化のための長期借入金の返済資金」にそれぞれ約111百万円、約117百万円、約10百万円及び約66百万円を充当する予定です。なお、本新株予約権の行使価額及び実際の行使比率の状況によっては、実際の資金調達額(差し手取概算額)は約304百万円から増減しますが、その差額は、①「収益獲得が見込める領域の営業力強化」への投資額を増減させることで調整いたします。なお、想定どおりの資金調達ができなかった場合には、不足分については金融機関からの借入れによる充当を目指しつつも、①「収益獲得が見込める領域の営業力強化」の一環としての「WEB事業の強化」、「ヒューマンリソース事業の継続発展」及び「マッチング事業の拡大」における人材獲得への投資を優先して実行いたします。上記差し手取概算額の支出時期までの資金管理については、銀行預金により安定的に運用する予定です。

なお、当社は、総額約5億円の資金調達を目的とし、2021年5月6日を割当日として、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第三者割当による第4回新株予約権の発行(以下「第4回新株予約権第三者割当ファイナンス」といいます。)を行いました。2022年10月21日時点において、行使された第4回新株予約権は、1,650個(165,000株)であり、これにより約0.76億円の資金を調達し、全額を当初の予定通り財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金に充当済みです。2022年10月21日時点で未行使の第4回新株予約権は4,720個(472,000株)となっております。第4回新株予約権第三者割当ファイナンスについては、2021年10月13日付で公表した「2022年8月期～2024年8月期 中期経営計画(新規)」での中長期成長シナリオの達成に向けて引き続き資金が必要となること、新株予約権の行使期間は2021年5月6日から2023年5月5日であり、今後6か月以上の期間が残され、今後の株価動向によっては更なる行使の可能性もあ

ることから、第4回新株予約権の取得及び消却は行わず、本ファイナンスと並行して調達を継続する予定です。

現在の株価水準は、第4回新株予約権の行使価額（2021年11月26日付で行使価額は785円から下限行使価額である524円に修正されております。）を下回っておりますが、今後当社の株価が当該行使価額を上回る水準となり、未行使の第4回新株予約権が行使された場合には、当該調達資金を引き続き財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金、既存事業の人員体制強化及び新規事業開発資金並びに運転資金に充当する予定です。

以上の調達資金の使途に関する詳細については、2022年10月24日公表の「ノンコミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」をご参照ください。

## 5. 潜在株式による希薄化情報等

### (1) 潜在株式による希薄化情報

2022年10月21日現在における当社の発行済株式数は2,072,500株であり、自己株式467株を差し引いた数2,072,033株と同数の2,072,033個の新株予約権が、本ファイナンスにおいて発行される見込みです。従って、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式の見込数は2,072,033株となり、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は99.97%となります。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割り当てられます（2023年4月10日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様には、2023年4月25日頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主の皆様がお取引のある証券会社にご登録いただいている住所宛に届く予定です。）なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することができます。但し、割り当てられた本新株予約権の行使又は売却を行わなかった場合には、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

なお、本ファイナンスにおいては、本新株予約権の行使価額を、発行決議日前日株価と同額（但し、条件決定日基準価額が、発行決議日前日株価を下回った場合（402円未満となる場合）には、条件決定日基準価額と同額といたします。）としていることから、本ファイナンスが与える当社普通株式の株価への影響は、従前の行使価額の大幅なディスカウントを伴うライツ・オファリングに比し、限定的と判断しております。

### (2) 発行済株式数及び潜在株式数の状況（2022年10月21日現在）

|                         | 株式数        | 発行済株式数に対する比率 |
|-------------------------|------------|--------------|
| 現時点における発行済株式数           | 2,072,500株 | 100%         |
| 現時点における潜在株式数（※1）        | 472,000株   | 22.77%       |
| 本新株予約権に係る潜在株式数（見込数）（※2） | 2,072,033株 | 99.97%（※3）   |

（注1）現時点における潜在株式数は、2021年5月6日を割当日としたマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第三者割当により発行した第4回新株予約権に係るものです。

- (注2) 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される普通株式数は減少いたします。
- (注3) 本新株予約権の行使比率を40% (本新株予約権に係る潜在株式数828,813株) と仮定した場合には、発行済株式総数に対する比率は39.99%となります。

## 6. 筆頭株主の動向

筆頭株主であるエンジェル・トーチ社 (2022年10月21日現在において当社の発行済株式総数の29.99%を保有) より、本ファイナンスにより割り当てられる本新株予約権については、自らの投資判断のもと当社の株価推移を見ながら行使をする意向であるとの報告を受けております。具体的には、本新株予約権の行使期間中の当社株価が、条件決定日において確定する本新株予約権の行使価額を一定程度上回る水準で推移し、かつ、その他エンジェル・トーチ社の経済的利益を損なうような特段の事情がない場合には、最大でエンジェル・トーチ社に割り当てられた本新株予約権の全部を行使する意向であるとのことです。しかしながら、エンジェル・トーチ社による本新株予約権の行使は、行使期間中における当社株価の動向その他様々な事情を総合的に考慮した、その時点における同社自身の投資判断によるところであり、当社がこれを強制することはできないため、現時点でエンジェル・トーチ社が行使する本新株予約権の具体的な数は不確定です。なお、エンジェル・トーチ社は、本新株予約権の行使に必要な資金を確保するため、本新株予約権の株主確定日以降、当社株式の流動性に悪影響を及ぼさない範囲で、現時点で同社が保有する普通株式を市場において売却する可能性があることを口頭で確認しております。

## 7. 増資の合理性に係る評価手続きの内容

新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておりませんが、本ファイナンスにおいては、(i) 本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること、(ii) 東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項において、新株予約権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続きが求められていることなどの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考え、本総会において、本ファイナンスの実施に関して、当該株主総会にご出席 (書面投票を含みます。) された株主の過半数の承認を得ることを、本ファイナンスの実施の条件とすることといたしました。なお、本ファイナンスでは、本新株予約権の行使価額は、原則として発行決議日前日株価と同額としますが、条件決定日基準価額が発行決議日前日株価を下回った場合 (402円未満となる場合) には条件決定日基準価額とすることとされているため、2022年11月24日開催予定の本総会で株主の皆様から承認を得る際には、本新株予約権の具体的な行使価額は確定していませんが、その決定方法は本日開催の取締役会において決議済みであり、事後的に変更されることはありません。

但し、本ファイナンスの実施の条件 (本総会における本ファイナンスに係る議案の承認決議) を満たした場合であっても、東京証券取引所の「上場審査等に関するガイドライン」の規定に適合しない場合は、本新株予約権の上場が承認されないこととなります。この場合には、本ファイナンスの実施を中止いたします。



## 【第5回新株予約権発行要項】

1. 新株予約権の名称  
株式会社地域新聞社 第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の割当ての方法  
会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、2023年4月10日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。
3. 本新株予約権の総数  
株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。
4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日  
2023年4月11日
5. 本新株予約権の内容
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権1個あたり402円とする。但し、2023年4月3日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、その翌営業日の終値）に0.9を乗じた額（小数点以下は切下げ）（以下「条件決定日基準価額」という。）が、402円未満となる場合は、条件決定日基準価額を行使価額とする。
  - (3) 本新株予約権の行使期間  
2023年4月11日から2023年6月9日までとする。
  - (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (5) 本新株予約権の譲渡制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。
  - (6) 本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - (7) 本新株予約権の取得事由  
本新株予約権の取得事由は定めない。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用  
本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
7. 本新株予約権の行使請求受付場所  
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所  
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部
9. 本新株予約権の行使の方法
  - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。
  - (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
10. 米国居住株主による本新株予約権の行使について  
米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。
11. 振替機関  
株式会社証券保管振替機構
12. その他
  - (1) 上記各項については、当社第38期定時株主総会における本新株予約権無償割当てに係る議案の承認決議及び定款一部変更に係る議案の承認決議並びに金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とする。
  - (2) 上記に定めるものの他、本新株予約権の発行に関し、必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。

## 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

当社は、2022年10月24日付のプレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」でお知らせいたしましたとおり、同日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、本総会において、株主の皆様にご承認いただくことを条件として、下記の内容の当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、ご承認をお願いするものであります。

本プランの導入を決定した上記の取締役会には、独立社外取締役1名を含む取締役全員が出席し、全員一致で承認可決されるとともに、監査役全員（全て独立社外監査役）が出席し、本プランが適正に運用されることを条件に異議がない旨の意見が表明されております。

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、特定の者による当社株式の大量取得行為の提案を受け入れるか否かは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると認識しております。

しかし、地域密着型の新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業等という当社の事業の運営にあたっては、取引先である地域の広告主や広告代理店、読者である地域社会の方々から長年に亘っていただいている信頼が重要であり、その基盤となる高い配布率や地域密着型のコンテンツ力を支える専属のポストメイト（戸別配布員）やライターとの強固な関係性に基づく当社独自の地域に根ざした事業展開が非常に重要です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者において、これらに対する理解がない場合には、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上が妨げられる可能性があります。

当社は、当社株式の大量取得行為が行われる場合、買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量取得行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難であると考えます。また、大量取得行為の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保持することができない可能性がある等、当社の企業価値の源泉が長期的にみて毀損されるおそれがあるもの、当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益が損なわれるおそれのあるものも考えられます。

上記の観点から、当社取締役会は、大量取得者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するように求めたうえ、大量取得者の提案が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにすることが必要であると考えております。また、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であることから、当社取締役会は、そのような者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが、株主の皆様の負託を受けた者の責務であると考えております。

### II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1984年に創業し、38年にわたり、千葉県・埼玉県・茨城県の首都圏3県でフリーペーパー「ちいき新聞」を発行し、地域に密着した情報を発信し続けてまいりました。大人から子どもまで、あらゆる世代に安心して読んでいただくための厳格な掲載基準を設け、地域で生活しているライターによる細やかな地域情報の収集により、高い信頼を誇る媒体として成長してまいりました。当社独自の配布網を構築し、高い配布率を維持している点も、広く情報を周知させたい取引先や自治体から高い評価を頂いています。

当社の企業価値の源泉は、以下の点にあると考えております。これらはいずれも、当社がこれまで短期的な利益のみを追求することなく、地域に寄り添い、読者や取引先と強固な信頼関係を築いてきた結果、培われてきたものであります。

### (1)地域のポストへ強くつながる配布インフラ

「ちいき新聞」の配布にあたっては、専属のポストメイト（戸別配布員）が各家庭に手配りで配布を行っております。毎週約201万部（2022年8月末現在）の配布を行うために、約3,000名のポストメイト（配布員）が新聞を購読していない家庭にも、毎週直接配布を行っているため、エリアの平均カバー率は約90%と非常に高い配布率を誇っております。こうした配布網は、より多くの人に情報を届けたいという取引先・自治体からのニーズを捉え、事業の成長に寄与しております。

### (2)取引先との強固なつながり

「ちいき新聞」の継続的な発行のためには、地域の企業からの広告出稿が必要ですが、多くの広告出稿を頂くためには、取引先からの信頼が重要であります。当社は発行エリアを45エリアに細分化し、それぞれのエリアに営業担当を配置しております。それぞれの営業担当が地元企業と緊密にコミュニケーションをとり、親身になって相談に乗る営業活動を継続して行ってきたことで、年間7,000社以上との取引につながっております。

### (3)地域密着型情報コンテンツ力

「ちいき新聞」は約3～4万世帯ごとにエリアを区切り、エリアごとに特色ある紙面編集を行っております。細かいエリア区分を行うことで、生活圏内の情報を届けることが可能となり、読者からの高い支持につながっていると考えております。また、厳格な掲載基準を設け、地域で生活しているライターによる細やかな地域情報の収集に基づくコンテンツを提供していることから、当社の発信する情報への信頼度は高く、その信頼を土台として、優良な業者を紹介するサービス（マッチング事業）といった新たなビジネス展開が生まれてきました。

また、当社は「人の役に立つ」を経営理念とし、「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」をミッションとして掲げており、乳がん検診の啓発活動であるピンクリボン運動の一環として地域でのイベントを実施したり、「ちいき新聞」の配布中に異変を発見した場合に行政団体と連携をとる「地域見守り隊」の活動を行うなど、地域の社会貢献活動にも力を注いでまいりました。上記(1)～(3)に加え、株主、取引先、仕入先・協力企業、従業員、地域社会の方々等と永年にわたって築いてきた良好で強固な関係が当社の企業価値を強く支えているものと考えております。

## 2. 企業価値向上への取組み

当社は1984年の創業以降、千葉県八千代市からスタートし、首都圏でのフリーペーパー発行エリアの拡大を目指してまいりました。2022年8月末現在、発行エリアは千葉県・埼玉県・茨城県の首都圏3県45エリアまで広がり、週間の発行部数は約201万部となっております。

広告業界においては、WEB広告の進展に伴う顧客獲得・価格競争が恒常化しており、厳しい経営環境が続いておりますが、このような環境の下、当社は地域密着・エリア細分化・高い配布率を武器として、地元の中小企業に限られた予算内で効果的な販促活動ができるインフラを提供することで他社との差別化をはかり、経営理念「人の役に立つ」を体現してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後は、緊急事態宣言や蔓延防止措置に伴う不要不急の外出自粛、店舗への営業自粛要請を受け、企業の販促需要が急速に縮小し、当該感染症の影響が長らくに及び、当社主要顧客である中小企業の経営状態に打撃を与え、現在もその影響は継続しています。また、ウクライナ情勢の影響による原材料価格やエネルギー価格の高騰、急激な円安の進行による物価高騰等不安定な状況は続いており、当面は経済活動に影響が出ると考えられます。

このような状況の下、当社は2022年10月24日に公表した「事業計画及び成長可能性に関する事項」に基づき、中長期的な企業価値向上に向けて以下の取組みを行っております。

### (1)コア事業による安定収益の確保

コア事業である新聞等発行事業と折込チラシ配布事業において安定した売上と利益を確保することは当社の企業価値向上にとって最も重要な事項であります。新聞等発行事業においては、WEB広告とは違う訴求ポイントをしっかりと顧客に伝え、紙媒体ならではの広告効果を実感していただくことに注力しております。また、広告効果を最大化するために、掲載される広告や記事一つ一つにこだわり、地域に密着した魅力あるコンセプトの紙面や企画特集を発信し続けることによってメディアとして成長し続け、「ちいき新聞」の“ファン”を増やしてまいります。

折込チラシ配布事業については、現在最も安定している主力事業となっております。これまで同様、それぞれの地域にカスタマイズされた独自の地図情報システム（「GIS」）を活用した、根拠のある提案を継続し、高い配布率を生かして支持を得てまいります。

これらを実現・加速させるためのカギとなるのが、ウェビナーの継続実施、コーポレートサイトの強化、WEB広告の積極運用等による「マーケティング機能」の強化、メール送信や架電による顧客との接触頻度増を目的とした「インサイドセールス」の強化、適切なタイミングで適切な商材を提案することや顧客満足度向上を目的とした「カスタマーサクセス」の強化であります。見込みの獲得～育成・アフターフォローまでを、量と質両面から計画的に連動して行う仕組みを構築することで、これまで以上の契約社数増加と、顧客継続率の向上を目指しております。

### (2)WEB事業の強化

本格的にWEBでの収益化を加速させるべく、これまで運営してきたコミュニティサイト「チイコミ！」を、人財投入により一新いたします。

WEBならではの検索性・利便性と、地域密着媒体を発行しているからこそ得られるニッチな情報を組み合わせ、さらに動画コンテンツを取り入れながら発信することで、より地域密着で、より地域の魅力を感じることができるような、全県民にとって必要不可欠なWEBプラットフォームの構築を目指し、リニューアルの準備を進めております。

### (3)ヒューマンリソース事業の継続発展

コロナ禍においても好調であり、多くの顧客から支持を得ているヒューマンリソース事業をさらに飛躍させ、収益の柱としてまいります。具体的には、求人専門媒体「Happiness」の発行頻度増加、「Happiness WEB」の強化、有料職業紹介事業「おしごと紹介」の本格始動、リアルイベント「おしごとフェア」の開催など、人材領域において求人企業・求職者双方に役に立つサービスをラインナップし、より多くの場面で「つなぐ」役割を果たすため、経営資源を投入し、事業の強化を図っております。

### (4)未来投資

上記の取組みと同時に、未来に向けた動きも加速しております。当社が保有する顧客情報、読者や「チイコミ！」、マッチングサービスなどのユーザー情報を一元管理し、データベース化することで、ユーザーの「欲しい情報・欲しいモノが、欲しいタイミングで提供される」サービスの元となるデータを当社が把握可能となります。そうしたデータを駆使し、適切な商品・サービスが適切なタイミングで販売・提供されることで売上増・継続率向上が図れるだけでなく、EC事業・マッチング事業等のBtoC領域発展にもつながれると考えております。

### (5)財務基盤の安定

上記対策を着実に、スピード感を持って実行することで、経常黒字の常態化と継続的な企業価値向上を実現し、株主の皆様、マーケットからご支持いただける状態を築きつつ、未来投資のために各種資本政策を検討しながら資本増強を図ります。また、金融機関との緊密な連携関係を継続し、財務基盤の安定化に努めてまいります。



当社では、以上の経営戦略のもと、ブランドミッションである「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」を一つひとつ実現させていくことで、当社に信頼を寄せていただいている全てのステークホルダーの期待にお応えしていきます。

### 3. コーポレート・ガバナンスの強化

#### (1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人の役に立つ」を経営理念とし、「働く人達」、「地域社会」、「国家」の役に立つ企業となることを目標としており、お客様・読者・取引先・地域社会をはじめ、株主及び投資家からの信用をより高めることが重要であると認識しております。この認識を踏まえて、健全で透明性が高く、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織を構築することが重要であり、これを構築することによって実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することが必要であると考えております。

#### (2)企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用し、機関としては取締役会、監査役会及び経営会議を有しております。

取締役会は、社外取締役1名を含む4名の取締役（代表取締役社長山田旬、松川真士、金箱義明、田中康郎）で構成されており、原則毎月1回以上開催し、経営の意思決定機関及び取締役の職務執行を監視、監督する機関としての役割を果たしております。

監査役会は、社外監査役3名（常勤監査役色部文雄並びに監査役小泉大輔及び丸野登紀子）で構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。各監査役の取締役会への出席のほか、社内重要会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役及び取締役会の業務執行を監視するとともに、経営全般に対して監査機能を発揮しております。

経営会議は、取締役等で構成されており、原則隔週1回開催し、日常の個々の業務遂行における報告、検討・協議及び決定を行っております。

当社の取締役のうち田中康郎は独立社外取締役であり、また、当社の監査役は全員が独立社外監査役であります。当社の独立役員はそれぞれ法務・財務・会計等の知見や企業経営の経験を有しており、経営の透明性を高めるとともに、客観的な立場からの経営の監督、適切な助言が得られる体制としております。

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2021年11月26日）をご参照ください。

## Ⅲ. 本プランの目的及び内容

### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記Ⅰ.に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するとともに、当社株券等に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、当社は、2022年10月24日付で、本総会において承認いただくことを条件としてノンコミットメント型ライツ・オフアリング（本ファイナンス）を実施することを公表しております。本ファイナンスにお

いては、2023年4月10日における当社以外の当社株主に対し、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で、当社第5回新株予約権が無償で割り当てられ当該新株予約権は東京証券取引所に上場されます。当該新株予約権の上場は、無償割当を受けた新株予約権の行使を望まない株主が、市場で新株予約権を適切な価格で売却することで、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補うことを可能とし、既存株主の利益を保護するために行われるものですが、その反面、当該新株予約権の上場期間中において、当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）と同数の新株予約権が市場において売買可能な状態となるため、第三者が市場において当該新株予約権を大量に取得することで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為が行われやすい状況が生じることになります。

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響や競争環境の激化といった要因による厳しい経営環境において、前述の「事業計画及び成長可能性に関する事項」の各施策を具現化することで、中長期的に事業成長スピードを上げるためには、財務基盤を強化するとともに、更なる成長戦略を推し進めるための資金の調達が必要不可欠であり、本ファイナンスの実施は、当社の企業価値、ひいては株式価値の向上に繋がるものと考えております。そして、本ファイナンスにおいて当該新株予約権が上場されることは、当社による資金調達による株式価値の希薄化の影響を低減し、既存株主の利益を保護するために極めて重要な要素と考えております。しかしながら、ライツ・オフリングという資金調達手法の性質上、当該新株予約権の上場期間中において、当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）と同数の新株予約権が市場において売買可能な状態となるため、かかる状態を奇貨として不適切な者により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為が行われるおそれがあり、その場合に、当該大量取得行為を行う者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するよう求めたうえ、大量取得者の提案が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにするとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることができるようにしておくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保のために不可欠と考えております。なお、当社株式の市場における取引状況や対象となる会社との協議等を経ずに株券等を大量に取得する事例が増加している昨今のわが国の資本市場の状況等も併せ鑑みると、本ファイナンスに際して上記の不適切な者による大量取得行為が行われることを抑止する必要性は特に高いものと考えております。

このように、既存株主の利益に配慮した資金調達手法である本ファイナンスによる資金調達を成功させ、当社の財務基盤の強化と更なる成長戦略推進のための資金を確保することと、その際に生じる状態を奇貨として、不適切な者により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為が行われることを抑止することは、いずれも当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであり、両者はいわば車の両輪として、株主の皆様にとって共に重要であると考えております。

なお、金融商品取引法では、一定の大量取得行為に対し公開買付けを義務付けるとともに、大量取得行為に関する開示や手続に係るルールを定めておりますが、公開買付規制は原則として市場内取引には適用されない上、現在の公開買付制度だけでは、株主の皆様に対して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るために必要な情報と熟慮の機会が十分に提供されないおそれがあると考えております。そのため、当社としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるためには、本ファイナンスに際し、本プランの導入が必要と考えております。なお、当社株券等の取得行為は、本ファイナンスにおいて割り当てられた新株予約権の行使率が低いほど本プランの適用対象に該当しやすくなるため、かかる取得行為が本プランの適用対象となるか否かについては、取得者が取得した当社株券等の数や当該新株予約権の実際の行使動向等を踏まえて判断する方針です。本ファイナンスの詳細は、2022年10月24日付「ノンコミットメント型ライツ・オフリングに関するお知らせ」をご参照ください。

なお、2022年8月31日現在の当社の大株主の状況は別添のとおりです。現時点においては、当社が特定の第三者から当社株券等の大量取得行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

また、当社の筆頭株主である株式会社エンジェル・トーチ（以下「エンジェル・トーチ」といいます。）

の2022年8月31日時点における当社株式に係る議決権所有割合は29.99%となっておりますが、エンジェル・トーチは当社の安定株主として当社と友好的な関係を構築しており、現時点において、本プランの適用対象とはなりません。エンジェル・トーチは、2022年8月25日付で、当社との間で、2023年2月28日まで原則として当社の同意なしにエンジェル・トーチの保有する当社株式の第三者への売却等は行わない旨の合意書を締結しておりますが、2023年3月1日以降については当社株式を保有し続けることについての合意は存在いたしません。したがって、エンジェル・トーチの事情により、当社株式について譲渡その他の処分がなされ、今後議決権所有割合が低下する可能性は否定できません。また、当社は、上記のとおり、本総会において承認いただくことを条件として本ファイナンスを実施することも予定しており、将来的な当社の株主構成は変化する可能性があります。そのため、エンジェル・トーチの現在の当社株式の保有状況にかかわらず、今後当社株券等に対し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大量取得行為が行われる可能性は十分にあり得るといえ、大量取得行為が発生した場合に株主の皆様に必要な情報や時間を確保する重要性は他社と比較してもななら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の導入が必要であると判断しております。

## 2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求め等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランに基づく対抗措置を発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量取得行為を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プランに基づく対抗措置の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに基づく対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動、不発動等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役、社外監査役及び社外の有識者から構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認します。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。



3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランに係る手続等

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①、②若しくは③に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%（注5）以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注6）について、公開買付け（注7）を行う者の株券等所有割合（注8）及びその特別関係者（注9）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者（注10）若しくは特別関係者（以下本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注11）を樹立するあらゆる行為（注12）であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

買付等を自ら単独で又は他の者と共同乃至協調して行う又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下に係る新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとし、）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）

等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。なお、当社は、必要に応じて、買付者等に対し買付説明書その他の情報の提供に期限を設定することがあります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本プラン導入時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

## 記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注13）とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、並びに当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注14）
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格及びその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社の従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

### (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

#### ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提出を求めた情報も含みます。以下同じとします。）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するように要求することができます。

#### ② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの買付説明書その他の情報等の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から90日間が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税

理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

#### (e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（同(2)に記載される準発動事由も含み、以下「本発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合等には、引き続き買付者等より情報提供を受ける必要や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て、その他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施するにあたり、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、本発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について本発動事由に該当するとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が本発動事由に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

#### (f) 取締役会の決議

当社取締役会は、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。また、当該株主意思確認総会が開催されない場合には、独立委員会からの上記(e)に従った勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

#### (g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i)上記(e)に従い、独立委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の

確認を行うことを勧告した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、当社取締役会が、買付等に対して本新株予約権の無償割当て等を実施すべきと考える場合であって、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様意思を確認することができるものとします。

#### (h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランに基づく対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランに係る手続等」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

#### 記

##### 発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

##### 発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付等を行うことをいいます。）等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類・時期、方法の適法性、実現可能性、又は買付等の後における当社の他の株主、当社の従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先、地域社会その他のステークホルダーとの関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重

大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合（本プランにおいて「準発動事由」といいます。）には、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(1)「本プランに係る手続等」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1か月間から6か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者（注15）、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者（注16）、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)乃至(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当



社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI)上記(I)乃至(V)に該当する者の関連者（注17）（以下、(I)乃至(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。  
また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- ③ その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。（注18）

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プランの導入手続、有効期間、廃止及び変更

本プランは、株主の皆様の意思を反映するため、本総会にお諮りし、そのご承認をいただくことを条件として導入されるものです。

本プランの有効期間は、本総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当該時点において、現に買付等を行っている者又は買付等を企

図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている買付等への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### (5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2022年10月24日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項乃至用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### 4. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの導入にあたって株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

##### (a) 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランに係る手續等」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

##### (b) 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報を含む当社所

定の書式によるものとし、)その他の必要書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記3.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとし、

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の処理を行った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の処理

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の処理に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定されることがあり、その場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

- 注1. 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
- 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
  - 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。
  - 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。
  - 仮に本プラン導入時において、既に当社の株券等について20%以上の株券等保有割合を有する保有者がいたことが大量保有報告書により確認された場合には、当該保有者との関係においては、本プラン導入時において保有していた株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合とするものとします。その場合、当社取締役会において本書における関連箇所を適宜見直すものとします。
  - 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
  - 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。
  - 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。
  - 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関



- する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。
10. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
  11. 「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株券等取得者等及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとしします。
  12. 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとしします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
  13. 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
  14. 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
  15. 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%（脚注5に記載された理由により当社取締役会が20%を超える割合を認めた場合には、当該割合）以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとしします。本書において同じとします。
  16. 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとしします。本書において同じとします。
  17. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
  18. 非適格者に対して本新株予約権とは別の内容の新株予約権を対価として交付する旨の取得条項を定めることがあり、その詳細は、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとしします。

#### IV. 本プランの合理性

##### 1. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすること等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものです。

## 2. 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を勘案した内容となっております。さらに、東京証券取引所が2015年6月に施行した「コーポレートガバナンス・コード（2021年6月11日最終改訂）」における「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の定めを勘案した内容となっております。

## 3. 株主意思の重視

本プランは、上記Ⅲ. 3.(4)「本プランの導入手続、有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、株主の皆様意思を反映させるため、本総会においてその導入をお諮りし、ご承認をいただくことを条件として導入されます。

また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、一定の場合に、株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認することとしています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっています。

## 4. 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役、社外監査役及び社外の有識者から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において専門家等の助言等を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

## 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 3.(1)「本プランに係る手続等」(e)及び上記Ⅲ. 3.(2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

## 6. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

## 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該株主総会決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称する。）の実施又は不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ④ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ⑥ 買付者等との協議・交渉
  - ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提出する代替案の検討
  - ⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定
  - ⑨ 本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主総会招集の要否の判断
  - ⑩ 本プランの修正又は変更の承認
  - ⑪ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
  - ⑫ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑬ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができると定めた事項
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言等を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 独立委員会委員略歴

| 氏名                      | 略歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 色部 文雄<br>(1949年2月5日生)   | 1967年3月 株式会社河合楽器製作所入社<br>1975年3月 ピジョン株式会社入社<br>2000年10月 同社執行役員営業本部副本部長<br>2002年3月 同社監査室チーフマネージャー<br>2005年4月 同社常勤監査役<br>2009年8月 エフルート株式会社内部監査室長<br>2010年11月 当社常勤監査役(社外監査役) 就任(現任)                                                                                                                                                                                                                            |
| 小泉 大輔<br>(1970年9月5日生)   | 1999年4月 公認会計士登録<br>2002年1月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所<br>2003年1月 株式会社KIAプロフェッショナル(現株式会社オーナーズブレイン) 設立、取締役<br>2003年6月 新日本監査法人退所<br>2003年7月 株式会社KIAプロフェッショナル代表取締役(現任)<br>2004年9月 税理士登録<br>2005年6月 株式会社アールシーコア監査役<br>2009年11月 当社社外監査役就任(現任)<br>2010年6月 株式会社アイティーフォー監査役<br>2015年6月 株式会社アールシーコア取締役<br>株式会社アイティーフォー社外取締役(現任)<br>2018年3月 株式会社ニュース・ツー・ユー・ホールディングス監査役(現任)<br>2018年5月 株式会社成和(現株式会社LOOPPLACE) 社外取締役(現任) |
| 丸野 登紀子<br>(1973年7月21日生) | 2002年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会)<br>出澤総合法律事務所入所(現任)<br>2016年11月 当社社外監査役(現任)<br>2019年6月 ライト工業株式会社社外監査役(現任)<br>2022年3月 株式会社ファンコミュニケーションズ<br>社外監査役(現任)<br>2022年4月 医療法人社団幸生会監事(現任)                                                                                                                                                                                                                                      |

- (注) 1. 当社は、色部文雄、小泉大輔及び丸野登紀子の各氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 各氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 当社の大株主の状況

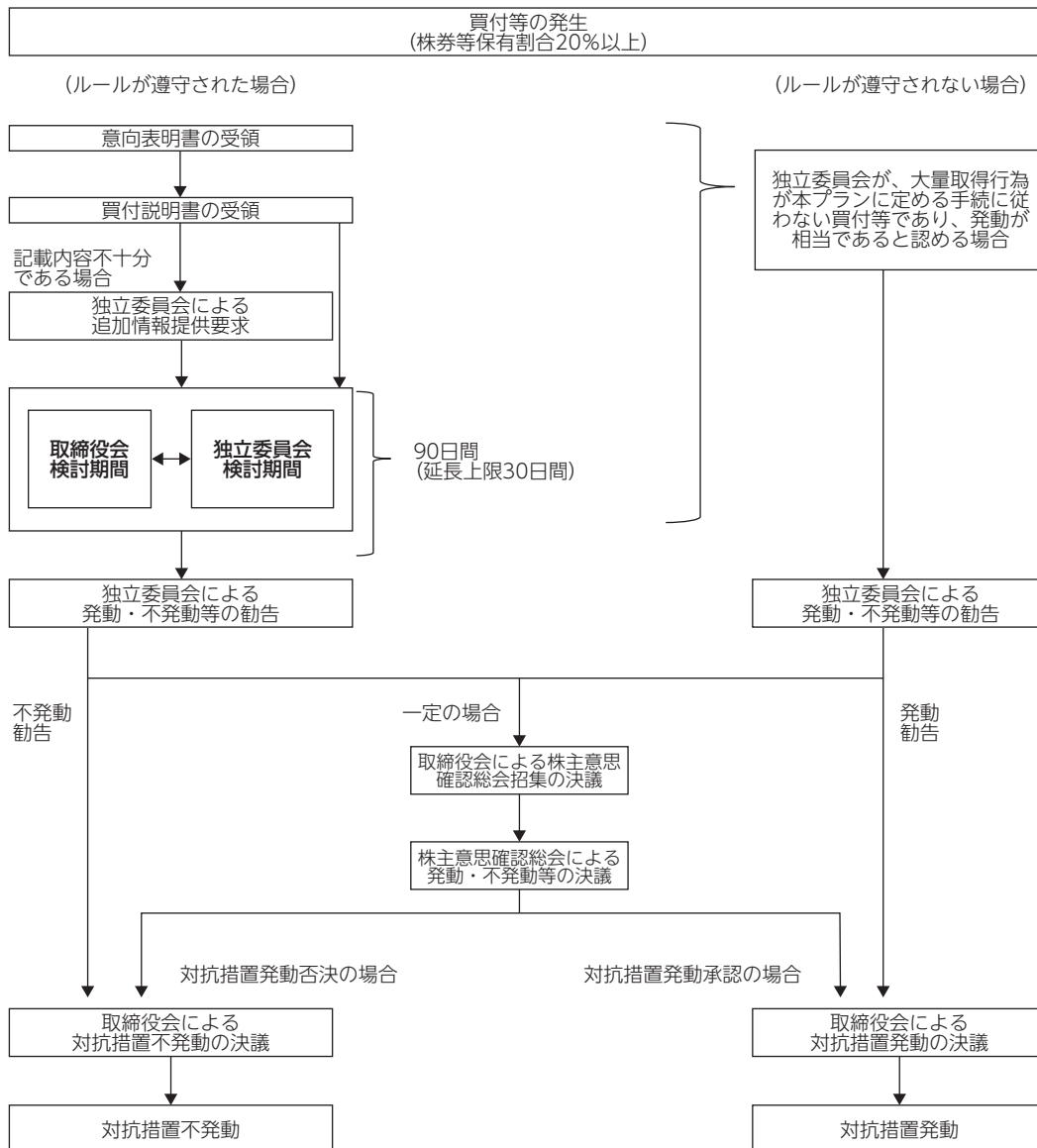
2022年8月31日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりです。

| 株主名                      | 持株数(株)  | 持株比率(%) |
|--------------------------|---------|---------|
| 株式会社エンジェル・トーチ            | 621,300 | 29.99   |
| マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 | 195,000 | 9.41    |
| 株式会社中広                   | 113,000 | 5.45    |
| ダイオーミウラ株式会社              | 51,300  | 2.48    |
| 吉田康次郎                    | 41,700  | 2.01    |
| 東海東京証券株式会社               | 39,200  | 1.89    |
| 松井証券株式会社                 | 32,100  | 1.55    |
| 合同会社光造パートナーズ             | 29,500  | 1.42    |
| 吉田千映子                    | 28,000  | 1.35    |
| 地域新聞社従業員持株会              | 27,800  | 1.34    |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上

(ご参考) 本プランに係る手続のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランに係る手続の流れの概要を記載したものです。本プランの正確な内容については、本文をご参照下さい。



# Topics (第38期 2021年9月～2022年8月)

- 2021年10月
  - ・リブランディングを実施、情報を届ける会社から **地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る会社**へ
  - ・株式会社ショーケースと**地域限定サブスクリプション型広告サービス**の実証実験を軸とした業務提携を締結
  - ・船橋市と災害時における情報発信に関する協定を締結
- 2021年11月
  - ・船橋市と地域の見守りに関する協定を締結
  - ・千葉県内の、栽培方法や保管方法にこだわりがある農家のお米定期宅配サービス「**ちいき新聞の直送米**」がスタート
- 2022年1月
  - ・株式会社中広と子育て支援情報誌発行に関する加盟契約を締結
  - ・地域新聞社が「**GRATICA AWARD2021**」受賞企業に選出
- 2022年3月
  - ・「**ちばSDGs パートナー登録制度**」に承認
  - フリーペーパーを通してSDGsの啓蒙に積極的に取り組む
- 2022年5月
  - ・千葉県内の子育て情報が満載！「**ままこっこつ®**」を創刊
  - ・地域新聞社が制作・配布を受託したフリーペーパー『**match-46**』が、**第6回「JLAA 地方創生アワード」最優秀賞**を受賞
  - ・地元企業を紹介する**キャリア教育副教材「発見たんけん千葉県 10年先のジョブポート」**が教育現場で好評につき、千葉県の小・中学校、埼玉県の中学校へ配布対象を拡大



△ ちばSDGsパートナー登録証



△ 千葉県内の子育て情報が満載！『ままこっこつ®』



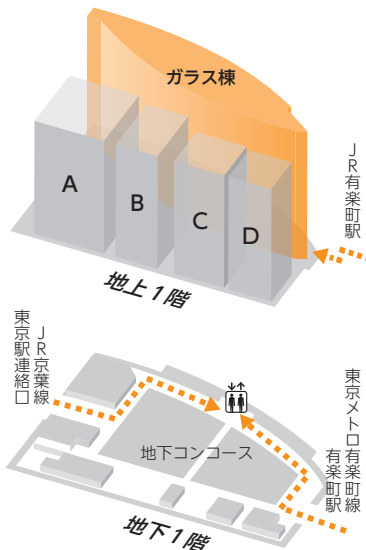
△ 「JLAA 地方創生アワード」最優秀賞を受賞した茨城県龍ヶ崎市のフリーペーパー「match-46」

# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ガラス棟会議室G405



## 東京国際フォーラム 施設ガイド



### 交通のご案内

**JR 山手線 京浜東北線**  
有楽町駅  
国際フォーラム口より徒歩3分

**東京メトロ 有楽町線**  
有楽町駅  
D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

施設内に地下駐車場がございますので、お車での  
ご来場も可能です。

※30分につき200円になります。

### 〈ご参考〉

|              |                                        |           |          |
|--------------|----------------------------------------|-----------|----------|
| <b>JR東京駅</b> | 丸の内南口より徒歩5分<br>(京葉線・東京駅4番出口より地下1階にて連絡) |           |          |
| <b>東京メトロ</b> | ● 日比谷線                                 | 日比谷駅 徒歩5分 | 銀座駅 徒歩6分 |
|              | ● 銀座線                                  | 銀座駅 徒歩7分  | 京橋駅 徒歩7分 |
|              | ● 千代田線                                 | 日比谷駅 徒歩7分 |          |
|              | ● 丸ノ内線                                 | 銀座駅 徒歩5分  |          |
| <b>都営地下鉄</b> | ● 三田線                                  | 日比谷駅 徒歩5分 |          |

本総会につきましては、お土産の配布は中止と  
させていただきますので、何卒ご理解賜ります  
ようよろしくお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。